

議案第1号関連資料

明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の制定について

1 目的

平成30年6月の第8次地方分権一括法の成立を受け、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「こども園」という。）の認定に係る権限が、平成31年4月から都道府県から中核市に移譲されることに伴い、こども園の認定要件を定める市条例の整備が必要となったため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例制定における基本的な考え方

原則として「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第45号）」で定める基準と同じ基準を設定し、こども園についても、在籍する園児の健やかな育ちを中心に置き、こども園に求められる機能の質の確保を図ります。

3 条例の対象となる施設

施設類型	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
施設概要	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園に移行した施設

(参考)

幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設。設置には本市の「認可」が必要。

4 条例に定める認定要件

- (1) 設置者の要件
- (2) 従事する職員配置及び必要な資格
- (3) 学級の編制
- (4) 施設の位置及び施設整備並びに園具又は教具
- (5) 非常災害対策
- (6) 設置者が遵守すべき運営に関する基準
- (7) その他園長や職員の禁止事項等

5 条例における本市独自基準（国基準に上乘せ）

- (1) 設置者の要件について（第3条関係）

設置者は、暴力団であるもの又は暴力団員等が役員等となっているものであってはならない。

- (2) 条例で定める要件について（第4条関係）

① 設置者は、条例で定める要件（以下「要件」という。）の遵守にとどまらず、設備及び運営の水準について、更なる向上を図ることに努めるとともに、要件を超えて、設備を有し、又は運営しているこども園においては、要件を遵守していることを理由として、その設備及び運営の水準を低下させてはならない。

② 市長は、設置者に対し、要件を遵守している場合であっても、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

- (3) 運営要件について（第9条関係）

設置者は、園児に対して差別的取扱いをしてはならない。また、暴力団及び暴力団員等の支配を受け、又はこれらと密接な関係を有してはならない。

- (4) 虐待等の禁止について（第9条、第11条関係）

職員は、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。また、設置者は、職員による園児等への虐待等の防止のために必要な措置を実施しなければならない。

6 施行期日

平成31年4月1日